

【参考資料】

令和元年第3回奥州市議会定例会
条例議案 新旧対照表

議案第1号	奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例 (奥州市一般職の職員の給与に関する条例 奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)
議案第4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (奥州市職員の分限の手続及び効果等に関する条例 奥州市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 奥州市公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例 奥州市特別職の職員の給与に関する条例 奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例)
議案第5号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (奥州市職員の分限の手続及び効果等に関する条例 奥州市一般職の職員の給与に関する条例 奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)
議案第6号	奥州市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例 (奥州市水道事業の設置等に関する条例 奥州市部設置条例 奥州市行政手続条例 奥州市情報公開条例 奥州市個人情報保護条例 奥州市特別会計条例 奥州市污水处理施設条例)

	- 奥州市営浄化槽条例 - 奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例 - 奥州市公共下水道事業受益者分担金条例 - 奥州市下水道条例 - 奥州市農業集落排水施設条例 - 奥州市農業集落排水事業分担金条例 - 奥州市都市下水路条例 - 奥州市水道事業運営審議会条例 - 奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 - 奥州市自治基本条例
議案第 7 号	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 - 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 - 奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例 - 奥州市立教育・保育施設における特別保育の実施に関する条例 - 奥州市立幼保連携型認定こども園条例
議案第 8 号	奥州市印鑑条例の一部改正について
議案第 9 号	奥州市手数料条例の一部改正について
議案第10号	奥州市立幼稚園条例等の一部改正について - 奥州市立幼稚園条例 - 奥州市立幼稚園条例の一部を改正する条例
議案第11号	ヒロノ福祉パーク交流施設条例の一部改正について
議案第12号	奥州市水道事業給水条例の一部改正について
議案第13号	奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部改正について

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により準用される地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、一般職の職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び第26条に規定する単純労働者を除く。以下同条を除き「職員」という。）の給与に関し必要な事項並びに同条に規定する単純労働者の給与の種類及び基準</u>を定めるものとする。 (給料表等) 第4条 略 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。 第24条 削除 (単純労働者の給与の種類及び基準) 第26条 単純な労働に雇用される職員（<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）</u>）の給与の種類は、第2条に規定する給与の種類（管理職手当を除く。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。 2 略 別表第1（第4条関係） 行政職給料表 表 略 備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項<u>の規定により、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (給料表等) 第4条 略 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第24条に規定する職員には適用しない。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。 (非常勤職員等の給与) 第24条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）及び法第22条第5項に規定する臨時的任用に係る職員については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮して、市長が定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で給与を支給する。 (単純労働者の給与) 第26条 <u>法第57条に規定する</u>単純な労働に雇用される職員の給与の種類は、第2条に規定する給与の種類（管理職手当を除く。）とする。 2 略 別表第1（第4条関係） 行政職給料表 表 略 備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。<u>ただし、第24条に規定する職員を除く。</u>

奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(給与の種類) 第2条 奥州市医療局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 (再任用職員についての適用除外) 第26条 第5条から第8条まで、第10条及び第20条の規定は、再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用された職員をいう。）には、適用しない。	(給与の種類) 第2条 奥州市医療局企業職員の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 (再任用職員についての適用除外) 第26条 第5条から第8条まで、第10条及び第20条の規定は、再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用された職員をいう。）には、適用しない。

奥州市職員の分限の手續及び効果等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(休職の効果) 第3条 略 2～4 略 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。	(休職の効果) 第3条 略 2～4 略

奥州市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の月額<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬(奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年奥州市条例第 号)第3条及び第5条の規定による報酬に限る。)の額)</u>の10分の1以下を減じるものとする。	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の月額の10分の1以下を減じるものとする。

奥州市公益的法人等への一般職の職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)略 (3) 地公法第22条に規定する条件付採用になっている職員 (4)・(5)略 3 略 (法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)略 (3) 地公法第22条に規定する条件付採用になっている職員 (4)・(5)略	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)略 (3) 地公法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (4)・(5)略 3 略 (法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)略 (3) 地公法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (4)・(5)略

奥州市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第 4 項、<u>第203条の 2 第 5 項</u>及び第204条第 3 項の規定に基づき、市長、副市長、教育長、市議会の議員、委員会の委員、監査委員その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第 4 項、<u>第203条の 2 第 4 項</u>及び第204条第 3 項の規定に基づき、市長、副市長、教育長、市議会の議員、委員会の委員、監査委員その他の特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。

奥州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10)略	(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10)略

奥州市職員の分限の手續及び効果等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その罪が本人の過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わせないものとすることができる。 2 略	(失職の特例) 第5条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その罪が本人の過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わせないものとするすることができる。 2 略

改 正 後	現 行
(期末手当) 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第25条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2・3 略 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5・6 略 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 (3)・(4)略 (勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 (2) 略	(期末手当) 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第25条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2・3 略 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5・6 略 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) 略 (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u> (3)・(4)略 (勤勉手当) 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 (2) 略

改 正 後	現 行
3～5 略 (休職者の給与) 第25条 略 2～4 略 5 職員が奥州市職員の休職の事由に関する条例（平成18年奥州市条例第38号。以下「休職条例」という。）第2条に掲げる場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則で定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の100以内を支給することができる。 6・7 略 8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、 <u>これらの規定に</u> 規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により規則で定める日に、 <u>それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の</u> 期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 9 略	3～5 略 (休職者の給与) 第25条 略 2～4 略 5 職員が奥州市職員の休職の事由に関する条例（平成18年奥州市条例第38号。以下「休職条例」という。）第2条に掲げる場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則の定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の100以内を支給することができる。 6・7 略 8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、 <u>当該各項に</u> 規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、 <u>若しくは法第16条第1号に該当して、法第28条第4項の規定により失職し</u> 、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により規則で定める日に、 <u>当該各項の例による額の</u> 期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。 9 略

奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 <u>(1) 略</u> <u>(2)</u> 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 <u>(3)</u> 略 (分限) 第5条 略 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <u>前条第1号又は第3号</u>のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 略	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 <u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 <u>(4)</u> 略 (分限) 第5条 略 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <u>前条各号（第3号を除く。）</u>のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 略

奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(職員) 第24条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 略 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 3 略	(職員) 第24条 略 2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 略 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 3 略

改 正 後	現 行
<u>奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）</u>の設置等について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 略 <u>2 公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。</u> (法の適用) 第3条 <u>法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u> (経営の基本) 第4条 <u>上下水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。 2 <u>水道事業の給水区域</u>、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。 表 略 3 <u>公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。</u> (1) <u>区域</u> <u>下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道事業計画に定める区域</u> (2) <u>施設</u> <u>下水道法第4条第1項の規定による公共下水道事業計画に定める施設</u> 4 <u>農業集落排水事業の計画処理区域は、奥州市農業集落排水施設条例（平成18年奥州市条例第284号）第3条に規定する処理区域とする。</u> (組織) 第5条 法第7条ただし書及び<u>令第8条の2</u>の規定に基づき、<u>上下水道事業</u>に管理者を置かないものとする。 2 法第14条の規定に基づき、<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長</u>の権限に属する事務を処理させるため上下水道部を置く。	<u>奥州市水道事業の設置等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。</u> (設置) 第2条 略 (経営の基本) 第3条 <u>水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。 2 <u>給水区域</u>、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。 表 略 (組織) 第4条 法第7条ただし書及び<u>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2</u>の規定に基づき、<u>水道事業</u>に管理者を置かないものとする。 2 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業管理者の権限を行う市長</u>の権限に属する事務を処理させるため上下水道部を置く。

改 正 後	現 行
(重要な資産の取得及び処分) <u>第6条</u> 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>上下水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得て売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) <u>第7条</u> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) <u>第8条</u> <u>上下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の業務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。 (業務状況説明書類の提出) <u>第9条</u> <u>上下水道事業管理者の権限</u>を行う市長は、<u>上下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1)・(2)略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、<u>上下水道事業管理者の権限</u>を行う市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。	(重要な資産の取得及び処分) <u>第5条</u> 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得て売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) <u>第6条</u> 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により<u>水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等) <u>第7条</u> <u>水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の業務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。 (業務状況説明書類の提出) <u>第8条</u> <u>水道事業管理者の権限</u>を行う市長は、<u>水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1)・(2)略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、<u>水道事業管理者の権限</u>を行う市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

奥州市部設置条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8)略 (9) 上下水道部 <u>浄化槽その他</u>生活排水に関すること。	(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8)略 (9) 上下水道部 <u>下水道その他</u>生活排水に関すること。

奥州市行政手続条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)略 (6) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長</u>、病院事業管理者（以下「市長等」という。）<u>若しくは</u>これらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。 (7)・(8)略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)略 (6) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者の権限を行う市長</u>、病院事業管理者（以下「市長等」という。）<u>、若しくは</u>これらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。 (7)・(8)略

奥州市情報公開条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長</u>、病院事業管理者及び議会をいう。 (2) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者の権限を行う市長</u>、病院事業管理者及び議会をいう。 (2) 略

奥州市個人情報保護条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)略 (5) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長</u>、病院事業管理者及び議会をいう。 (6)～(8)略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)略 (5) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者の権限を行う市長</u>、病院事業管理者及び議会をいう。 (6)～(8)略

奥州市特別会計条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第 2 項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 <u>(1)～(3)略</u>	(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第 2 項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 <u>(1) 奥州市下水道事業特別会計</u> <u>(2) 奥州市農業集落排水事業特別会計</u> <u>(3)～(5)略</u>

奥州市汚水処理施設条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)略 (6) 使用月 汚水処理施設の使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、規則で定める。）をいう。 (排水設備の工事の実施) 第6条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第13条に規定する工事指定店でなければ行ってはならない。 2 排水設備は、規則で定める技術上の基準に適合するように汚水処理施設に接続しなければならない。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)略 (6) 使用月 汚水処理施設の使用料を徴収するため、規則でその始期及び終期を定める期間をいう。 (排水設備の工事の実施) 第6条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、市長が指定した排水設備工事指定店（以下「指定店」という。）でなければ行ってはならない。 2 指定店の指定に関し必要な事項は、規則で定める。

奥州市営浄化槽条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)略 (5) 使用月 浄化槽使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、<u>規則で定める。</u>）をいう。 (排水設備の工事の実施) 第12条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、<u>奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第13条に規定する工事指定店</u>でなければ行ってはならない。 <u>2 排水設備は、規則で定める技術上の基準に適合するように浄化槽に接続しなければならない。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)略 (5) 使用月 浄化槽使用料を徴収するため、<u>規則でその始期及び終期を定める期間をいう。</u> (排水設備の工事の実施) 第12条 排水設備の新設等の工事（以下「工事」という。）は、<u>市長が指定した者（以下「工事指定店」という。）</u>でなければ行ってはならない。 <u>2 工事指定店に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(受益者) 第2条 略 2 <u>上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。	(受益者) 第2条 略 2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

奥州市公共下水道事業受益者分担金条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(受益者) 第2条 略 2 <u>上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして前項の受益者を定めることができる。	(受益者) 第2条 略 2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして前項の受益者を定めることができる。

改 正 後	現 行
(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12)略 (13)使用月 下水道使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が定める。</u>）をいう。 (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準) 第5条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第7条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2)略 (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして<u>市長が定めるものを除く。</u>）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。 (4) 略 (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>市長が定める措置が講じられていること。</u> (排水施設の構造の基準) 第6条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 排水管の内径及び排水渠^{さき}の断面積は、<u>市長が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に</u>応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (2)～(5)略 (処理施設の構造の基準) 第7条 第5条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>市長が定める措置が講じられていること。</u> 第9条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)～(5)略	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12)略 (13)使用月 下水道使用料を徴収するため、規則でその始期及び終期を定める期間をいう。 (排水施設及び処理施設に共通する構造の基準) 第5条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第7条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2)略 (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして<u>規則で定めるものを除く。</u>）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。 (4) 略 (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規則で定める措置が講じられていること。</u> (排水施設の構造の基準) 第6条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 排水管の内径及び排水渠^{さき}の断面積は、<u>規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に</u>応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (2)～(5)略 (処理施設の構造の基準) 第7条 第5条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則で定める措置が講じられていること。</u> 第9条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)～(5)略

改 正 後	現 行
(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>市長</u>が定める措置を講じること。 (排水設備の接続方法及び内径等) 第11条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときには、次に定めるところによらなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所に<u>市長</u>が定める工事の実施方法により行うこと。 (3) 略 (排水設備等の工事の実施) 第13条 略 2 工事指定店に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。 (排水設備等の工事の検査) 第14条 排水設備等の新設等を行った者は、排水設備工事を完了したときは、完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。 2 市長は、前項の検査をした場合において、排水設備工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 (占用の許可) 第30条 略 2 略 3 市長は、第1項の規定による占用又は前項の規定による占用の変更がやむを得ないものであり、かつ、法令及び<u>市長</u>が定める基準に適合する場合に限り、許可するものとする。	(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置を講じること。 (排水設備の接続方法及び内径等) 第11条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときには、次に定めるところによらなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所に<u>規則</u>で定める工事の実施方法により行うこと。 (3) 略 (排水設備等の工事の実施) 第13条 略 2 工事指定店に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (排水設備等の工事の検査) 第14条 排水設備等の新設等を行った者は、排水設備工事を完了したときは、完了した日から5日以内に<u>規則で定めるところにより</u>その旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。 2 市長は、前項の検査をした場合において、排水設備工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、<u>規則で定めるところにより</u>検査済証を交付するものとする。 (占用の許可) 第30条 略 2 略 3 市長は、第1項の規定による占用又は前項の規定による占用の変更がやむを得ないものであり、かつ、法令及び<u>規則</u>で定める基準に適合する場合に限り、許可するものとする。

奥州市農業集落排水施設条例新旧対照表

改 正 後	現 行																		
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6)略 (7) 使用月 使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が定める。</u>）をいう。 (排水設備の接続方法及び内径等) 第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 排水設備を公共ますに固着させるときは、<u>農集排施設</u>の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所に、<u>市長が定める工事の実施方法</u>により行うこと。 (3) 略 (排水設備の工事の実施) 第8条 排水設備の新設等の工事（以下「排水設備工事」という。）は、<u>奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第13条に規定する工事指定店</u>でなければ行ってはならない。 <u>2 排水設備は、市長が定める技術上の基準に適合するように農集排施設に接続しなければならない。</u> 別表第3（第17条の2関係） <table><tr><th>名称</th><th>特別使用料（1月につき）</th><th>期間</th></tr><tr><td>岩堰地区農業集落排水処理施設</td><td>834円</td><td>平成10年度から<u>令和9年度</u>まで</td></tr><tr><td>赤生津地区農業集落排水処理施設</td><td>1,590円</td><td>平成13年度から<u>令和12年度</u>まで</td></tr></table> 備考 略	名称	特別使用料（1月につき）	期間	岩堰地区農業集落排水処理施設	834円	平成10年度から <u>令和9年度</u> まで	赤生津地区農業集落排水処理施設	1,590円	平成13年度から <u>令和12年度</u> まで	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6)略 (7) 使用月 使用料を徴収するため、規則でその始期及び終期を定める期間をいう。 (排水設備の接続方法及び内径等) 第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 排水設備を公共ますに固着させるときは、<u>農集排設備の施設</u>の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所に、<u>規則で定める工事の実施方法</u>により行うこと。 (3) 略 (排水設備の工事の実施) 第8条 排水設備の新設等の工事（以下「排水設備工事」という。）は、<u>市長が指定した者（以下「工事指定店」）</u>でなければ行ってはならない。 <u>2 工事指定店に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 別表第3（第17条の2関係） <table><tr><th>名称</th><th>特別使用料（1月につき）</th><th>期間</th></tr><tr><td>岩堰地区農業集落排水処理施設</td><td>834円</td><td>平成10年度から<u>平成39年度</u>まで</td></tr><tr><td>赤生津地区農業集落排水処理施設</td><td>1,590円</td><td>平成13年度から<u>平成42年度</u>まで</td></tr></table> 備考 略	名称	特別使用料（1月につき）	期間	岩堰地区農業集落排水処理施設	834円	平成10年度から <u>平成39年度</u> まで	赤生津地区農業集落排水処理施設	1,590円	平成13年度から <u>平成42年度</u> まで
名称	特別使用料（1月につき）	期間																	
岩堰地区農業集落排水処理施設	834円	平成10年度から <u>令和9年度</u> まで																	
赤生津地区農業集落排水処理施設	1,590円	平成13年度から <u>令和12年度</u> まで																	
名称	特別使用料（1月につき）	期間																	
岩堰地区農業集落排水処理施設	834円	平成10年度から <u>平成39年度</u> まで																	
赤生津地区農業集落排水処理施設	1,590円	平成13年度から <u>平成42年度</u> まで																	

奥州市農業集落排水事業分担金条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(排水区域の告示) 第3条 <u>上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）</u>は、農業集落排水事業の排水区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。その区域を変更しようとするときも、同様とする。 (受益者の申告等) 第4条 前条の告示の日現在における受益者（同一の土地について2人以上の受益者があるときは、代表者）及び告示の日後新たに受益者となった者は、<u>その旨を市長に申告</u>しなければならない。 2 略 (分担金の徴収猶予) 第9条 市長は、災害等の理由により、受益者が分担金を納付することが困難であると認めるとき<u>又は</u>これに準ずる特別の事情があると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。 (分担金の減免) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者に対し、分担金を減額し、又は免除することができる。 (1)～(3)略	(排水区域の告示) 第3条 <u>市長</u>は、農業集落排水事業の排水区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。その区域を変更しようとするときも、同様とする。 (受益者の申告等) 第4条 前条の告示の日現在における受益者（同一の土地について2人以上の受益者があるときは、代表者）及び告示の日後新たに受益者となった者は、<u>規則で定めるところにより</u>申告しなければならない。 2 略 (分担金の徴収猶予) 第9条 市長は、災害等の理由により、受益者が分担金を納付することが困難であると認めるとき、<u>又は</u>これに準ずる特別の事情があると認めるときは、<u>規則で定めるところにより</u>、分担金の徴収を猶予することができる。 (分担金の減免) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者に対し、<u>規則で定めるところにより</u>、分担金を減額し、又は免除することができる。 (1)～(3)略

奥州市都市下水路条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(行為の許可) 第6条 次に掲げる行為（施行令第19条に規定する行為を除く。）をしようとする者は、<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。 (1)・(2)略 2・3 略 (占有の許可) 第11条 略 2 略 3 第1項本文の規定による許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、占有の期間、場所その他<u>市長</u>が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 4 市長は、第1項又は前項の規定による占有又は占有の変更が必要やむを得ないものであり、かつ、法令及び<u>市長</u>が定める基準に適合する場合に限り、第1項又は前項の規定による許可をするものとする。 (罰則) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)～(5)略 (6) <u>前条第1項</u>又は第2項の規定による市長の命令に違反した者	(行為の許可) 第6条 次に掲げる行為（施行令第19条に規定する行為を除く。）をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。 (1)・(2)略 2・3 略 (占有の許可) 第11条 略 2 略 3 第1項本文の規定による許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、占有の期間、場所その他<u>規則</u>で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 4 市長は、第1項又は前項の規定による占有又は占有の変更が必要やむを得ないものであり、かつ、法令及び<u>規則</u>で定める基準に適合する場合に限り、第1項又は前項の規定による許可をするものとする。 (罰則) 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)～(5)略 (6) <u>第19条第1項</u>又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

奥州市水道事業運営審議会条例新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>奥州市上下水道事業運営審議会条例</u> (設置) 第1条 本市の上下水道事業に関し、運営内容を審議するため、市長の諮問機関として<u>奥州市上下水道事業運営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌) 第2条 審議会は、<u>上下水道事業</u>の運営に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。 (組織) 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)・(2)略 <u>(3) 下水道使用者</u> 2 略	<u>奥州市水道事業運営審議会条例</u> (設置) 第1条 本市の水道事業に関し、運営内容を審議するため、市長の諮問機関として<u>奥州市水道事業運営審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌) 第2条 審議会は、<u>水道事業</u>の運営に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べるができる。 (組織) 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)・(2)略 2 略

奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長</u>（以下「市長」という。）が指定するものについて支給する。	(管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>水道事業管理者の権限を行う市長</u>（以下「市長」という。）が指定するものについて支給する。

奥州市自治基本条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)略 (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長</u>及び病院事業管理者をいう。 (4)～(6)略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)略 (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに<u>水道事業管理者の権限を行う市長</u>及び病院事業管理者をいう。 (4)～(6)略

改 正 後	現 行
<u>奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例</u> 目次 <u>第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第 1 節 総則（第 1 条－第 3 条）</u> <u>第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u> <u>第 1 款 利用定員に関する基準（第 4 条）</u> <u>第 2 款 運営に関する基準（第 5 条－第 34 条）</u> <u>第 3 款 特例施設型給付費に関する基準（第 35 条・第 36 条）</u> <u>第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第 1 款 利用定員に関する基準（第 37 条）</u> <u>第 2 款 運営に関する基準（第 38 条－第 50 条）</u> <u>第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）</u> <u>第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第 53 条－第 61 条）</u> <u>第 3 章 補則（第 62 条）</u> <u>第 4 章 罰則（第 63 条・第 64 条）</u> <u>附則</u> <u>第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第 1 節 総則</u> （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8)略 (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第 20 条第 4 項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第 20 条第 4 項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第 20 条第 4 項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 <u>(12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</u> <u>(13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。</u> <u>(14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。</u>	<u>奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</u> 目次 <u>第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）</u> <u>第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u> <u>第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）</u> <u>第 2 節 運営に関する基準（第 5 条－第 34 条）</u> <u>第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第 35 条・第 36 条）</u> <u>第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）</u> <u>第 2 節 運営に関する基準（第 38 条－第 50 条）</u> <u>第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）</u> <u>第 4 章 補則（第 53 条）</u> <u>第 5 章 罰則（第 54 条・第 55 条）</u> <u>附則</u> <u>第 1 章 総則</u> （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8)略 (9) <u>支給認定</u> 法第 20 条第 4 項に規定する<u>支給認定</u>をいう。 (10) <u>支給認定保護者</u> 法第 20 条第 4 項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。 (11) <u>支給認定子ども</u> 法第 20 条第 4 項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。

改 正 後	現 行
<u>(15)市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u> <u>(16)負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u> <u>(17)略</u> <u>(18)教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</u> <u>(19)・(20)略</u> <u>(21)法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</u> <u>(22)～(27)略</u> （一般原則） 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切</u>であり、かつ、<u>子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u> 2～4 略 <u>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u> <u>第1款 利用定員に関する基準</u> 第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の<u>確認</u>において定めるものに限る。以下<u>この節</u>において同じ。）の数を20人以上とする。 2 略 <u>第2款 運営に関する基準</u>	<u>(12)略</u> <u>(13)支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。</u> <u>(14)・(15)略</u> <u>(16)法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</u> <u>(17)～(22)略</u> （一般原則） 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u> 2～4 略 <u>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u> <u>第1節 利用定員に関する基準</u> <u>(利用定員)</u> 第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の<u>確認</u>において定めるものに限る。以下<u>この章</u>において同じ。）の数を20人以上とする。 2 略 <u>第2節 運営に関する基準</u>

改 正 後	現 行
(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～4 略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あつせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第	(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～4 略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あつせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第

改 正 後	現 行
1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第 3 項（同法附則第73条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受給資格等の確認） 第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証（<u>教育・保育給付認定保護者</u>が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第 7 条第 2 項<u>の規定による通知</u>）によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間</u>、保育必要量等確かめるものとする。 （<u>教育・保育給付認定の申請に係る援助</u>） 第 9 条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 （心身の状況等の把握） 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （小学校等との連携） 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 （利用者負担額等の受領）	1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第 3 項（同法附則第73条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受給資格等の確認） 第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証（<u>支給認定保護者</u>が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第 7 条第 2 項<u>に規定する通知</u>）によって、<u>支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間</u>、保育必要量等確かめるものとする。 （<u>支給認定の申請に係る援助</u>） 第 9 条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 （心身の状況等の把握） 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （小学校等との連携） 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 （利用者負担額等の受領）

改 正 後	現 行
第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に<u>掲げる額</u>をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1) ・(2)略 (3) <u>食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</u> ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円） イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するも	第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (1) ・(2)略 (3) <u>食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</u>

改 正 後	現 行
<u>のを除く。)</u> <u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u> <u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u> <u>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u> (4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。</u>）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助)	(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。</u>）の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助)

改 正 後	現 行
第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （緊急時等の対応） 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u> （<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市への通知） 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 （勤務体制の確保等） 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 （<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則） 第24条 <u>特定教育・保育施設</u>においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の	第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 （緊急時等の対応） 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子どもに</u>体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （<u>支給認定保護者</u>に関する市への通知） 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 （勤務体制の確保等） 第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 （<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則） 第24条 <u>特定教育・保育施設</u>は、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により

改 正 後	現 行
規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を<u>採</u>るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 略 (苦情解決) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども</u>等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 略 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども</u>等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 略	懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を<u>と</u>るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 略 (苦情解決) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>又は<u>支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども</u>等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 略 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども</u>等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 略

改 正 後	現 行
(事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 略 4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第34条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録 (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録 (4) ・(5)略 <u>第3款 特例施設型給付費に関する基準</u> (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次	(事故発生の防止及び発生時の対応) 第32条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 略 4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第34条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る<u>必要な事項</u>の提供の記録 (3) 第19条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録 (4) ・(5)略 <u>第3節 特例施設型給付費に関する基準</u> (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を<u>含むものとして、本章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。

改 正 後	現 行
条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。<u>以下この条において同じ。</u>)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、<u>前款</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。	この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。<u>次項において同じ。</u>)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を<u>含む</u>ものとして、<u>本章</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>」と、第13条第4項第3号中「<u>除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。</u>」とあるのは「<u>除く。)</u>」とする。

改 正 後	現 行
<u>第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第1款 利用定員に関する基準</u> 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）に<u>あつては</u>6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>附則第4項</u>において同じ。）に<u>あつては</u>6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業に<u>あつては</u>1人とする。 2 略 <u>第2款 運営に関する基準</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの	<u>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第1節 利用定員に関する基準</u> （利用定員） 第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）<u>の数を</u>1人以上5人以下、小規模保育事業A型（奥州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第23号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）に<u>あつては、その利用定員の数を</u>6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。<u>附則第6項</u>において同じ。）に<u>あつては、その利用定員の数を</u>6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業に<u>あつては、その利用定員の数を</u>1人とする。 2 略 <u>第2節 運営に関する基準</u> （内容及び手続の説明及び同意） 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 略 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの

改 正 後	現 行
数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （心身の状況等の把握） 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて<u>教育・保育</u>を提供すること。 2・3 略 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続	数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>に該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 （心身の状況等の把握） 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて<u>特定教育・保育</u>を提供すること。 2・3 略 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよ

改 正 後	現 行
に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1)～(3)略 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにす	う、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育<u>（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）</u>を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額<u>（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）</u>をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額<u>（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）</u>の支払を受けるものとする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (1)～(3)略 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするととも

改 正 後	現 行
るとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第４項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３ 略 （記録の整備） 第49条 略 ２ 特定地域型保育事業者は、<u>満３歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 （１）略 （２）次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録 （３）次条において準用する第19条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録 （４）・（５）略 （準用） 第50条 第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</u>について準用する。この場合において、<u>第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u>	に、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第４項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３ 略 （記録の整備） 第49条 略 ２ 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 （１）略 （２）次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る<u>必要な事項</u>の提供の記録 （３）次条において準用する第19条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録 （４）・（５）略 （準用） 第50条 第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。この場合において、<u>第14条第１項中「施設型給付費（法第28条第１項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費（法第30条第１項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）</u>」と、<u>同項及び第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u> 第３節 <u>特例地域型保育給付費に関する基準</u>

改 正 後	現 行
<u>第3款 特例地域型保育給付費に関する基準</u> (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)</u>を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)</u>」と、「<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)</u>」に要する費用」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。	(特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)</u>の規定を適用する。

改 正 後	現 行
(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。</u>この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。 第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (趣旨) 第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める<u>特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。</u> (教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録) 第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する<u>特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。</u>）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する<u>特定子ども・子育て支援を</u>	(特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</u>

改 正 後	現 行
<u>いう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。</u> <u>（利用料及び特定費用の額の受領）</u> <u>第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。</u> <u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</u> <u>（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）</u> <u>第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、同条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</u> <u>2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</u> <u>（法定代理受領の場合の読替え）</u> <u>第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、同条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。</u>	

改 正 後	現 行
<u>（施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知）</u> <u>第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。</u> <u>（施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則）</u> <u>第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u> <u>（秘密保持等）</u> <u>第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u> <u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</u> <u>（記録の整備）</u> <u>第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u> <u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u> <u>第3章 補則</u> <u>第62条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。</u> <u>第4章 罰則</u>	

改 正 後	現 行
<u>第63条 子どものための教育・保育給付（法第11条に規定する子どものための教育・保育給付をいう。）に係る教育若しくは保育を行う者若しくはこれを使用する者又はこれらの者であった者が、正当な理由がなく法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、10万円以下の過料に処する。</u> <u>第64条 前条の過料の額は、情状により市長が定める。</u> <u>2 前条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</u>	<u>第4章 補則</u> <u>第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に關し必要な事項は、別に定める。</u> <u>第5章 罰則</u> <u>第54条 子どものための教育・保育給付（法第11条に規定する子どものための教育・保育給付をいう。）に係る教育若しくは保育を行う者若しくはこれを使用する者又はこれらの者であった者が、正当な理由がなく法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、10万円以下の過料に処する。</u> <u>第55条 前条の過料の額は、情状により市長が定める。</u> <u>2 前条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</u>
附 則 1 略 （特定保育所に関する特例）	附 則 1 略 （特定保育所に関する特例）

改 正 後	現 行
2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</u> 3 略	2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「<u>法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。」をいう。））」とあるのは「定める額をいう。））」と、同条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に規定する額</u>」とあるのは「<u>法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>額の支払を</u>」とあるのは「<u>額の支払を、市の同意を得て、</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u>」とあるのは「<u>法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき</u>」と、第54条中「<u>教育・保育給付をいう。</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付をいい、法附則第6条第1項に規定する委託費の支払を含む。</u>」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</u> 3 略 (施設型給付費等に関する経過措置) 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「<u>法第27条第3項第2号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額</u>」と、「<u>法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額</u>」と、同条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額</u>」と、「<u>法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額</u>」とする。 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「<u>法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額</u>」と、同条第2項中「<u>法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める</u>

改正後	現 行
<u>4・5</u> 略	<u>額」とする。</u> <u>6・7</u> 略

改 正 後	現 行			
(利用者負担額) 第3条 <u>教育・保育給付認定保護者</u>（<u>教育・保育給付認定子ども</u>の扶養義務者を含む。以下同じ。）が負担する利用者負担額（奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）第13条第1項に規定する利用者負担額及び同条例第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に掲げる教育認定子ども 零</u> <u>(2) 令第4条第1項第2号に掲げる満3歳以上保育認定子ども 零</u> <u>(3) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども 別表第1に定める額</u> 2 <u>前項第3号</u>の規定にかかわらず、月の途中において、入園若しくは入所をし、又は退園若しくは退所をした場合における当該月の利用者負担額は、日割計算を原則とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 (休日等の利用に係る利用者負担) 第4条 前条に定めるもののほか、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の規則で定める日において保育を利用した<u>教育・保育給付認定保護者</u>は、その利用に係る利用者負担額を支払わなければならない。 2 略 (利用者負担額の徴収) 第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設から教育又は保育を受けた<u>教育・保育給付認定子ども</u>の<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、前2条に定める利用者負担額を徴収する。ただし、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>が市の区域外に居住するときは、その居住する市町村の定める額を徴収するものとする。 附 則 1～4 略	(利用者負担額) 第3条 <u>支給認定保護者</u>（<u>支給認定子ども</u>の扶養義務者を含む。以下同じ。）が負担する利用者負担額（奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号）第13条第1項に規定する利用者負担額及び同条例第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、<u>別表第1のとおりとする。</u> 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、月の途中において、入園若しくは入所をし、又は退園若しくは退所をした場合における当該月の利用者負担額は、日割計算を原則とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 (休日等の利用に係る利用者負担) 第4条 前条に定めるもののほか、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の規則で定める日において保育を利用した<u>支給認定保護者</u>は、その利用に係る利用者負担額を支払わなければならない。 2 略 (利用者負担額の徴収) 第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設から教育又は保育を受けた<u>支給認定子ども</u>の<u>支給認定保護者</u>から、前2条に定める利用者負担額を徴収する。ただし、当該<u>支給認定保護者</u>が市の区域外に居住するときは、その居住する市町村の定める額を徴収するものとする。 附 則 1～4 略 <u>(平成27年度から平成30年度までにおける利用者負担額の特例)</u> 5 <u>平成27年度から平成30年度までにおける別表第1の教育標準時間基準額表の適用を受ける者（市が設置する特定教育・保育施設に通う1号認定子どもに限る。）に係る月額の利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる年度における同表の中欄に掲げる階層の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</u> <table><tr><td>平成27年度</td><td>C</td><td>4,500円</td></tr></table>	平成27年度	C	4,500円
平成27年度	C	4,500円		

改正後

別表第 1（第 3 条関係）

各月初日在籍児童の世帯階層			利用者負担額（月額）	
階層	定義		標準時間	短時間
A	生活保護世帯等又は教育・保育給付認定保護者が里親である世帯		0 円	0 円
B	A階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税である世帯		0 円	0 円
C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	4, 000円	3, 800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	8, 500円	8, 000円
C 2	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であつて、その所得割の額が30, 000円未満である世帯	ひとり親世帯等	4, 000円	3, 800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	11, 000円	10, 400円

現行

	D 1	5, 700円	
	D 2	6, 400円	
平成28年度	C	5, 000円	
	D 1	7, 400円	
	D 2	8, 800円	
平成29年度	C	5, 300円	
	D 1	9, 100円	
	D 2	11, 200円	
平成30年度	D 1	10, 800円	
	D 2	13, 600円	

別表第 1（第 3 条関係）

教育標準時間基準額表

各月初日在籍児童の世帯階層			利用者負担額（月額）	
階層	定義			
A	生活保護世帯等		0 円	
B	A階層を除き、当該年度分（4 月から 8 月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税の所得割が非課税である世帯又は支給認定保護者が養育里親等である世帯	ひとり親世帯等	0 円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	2, 200円	
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であつて、その所得割の額が77, 101円未満である世帯	ひとり親世帯等	2, 200円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	4, 200円	
D 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	77, 101円以上 211, 201円未満	12, 600円	
D 2		211, 201円以上	15, 900円	

保育時間基準額表

各月初日在籍児童の世帯階層		利用者負担額（月額）			
階層	定義	3 歳未満児		3 歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間

改 正 後					現 行						
C 3	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が30,000円以上48,600円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	A	生活保護世帯等又は支給認定保護者が里親である世帯	0円	0円	0円	0円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	14,000円	13,300円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税である世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	0円	0円
D 1 a	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が48,600円以上57,700円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	C 1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	2,500円	2,350円
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,500円	15,600円			ひとり親世帯等以外の世帯	8,500円	8,000円	5,000円	4,700円
D 1 b	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が57,700円以上63,600円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	C 2	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が30,000円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	3,000円	2,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,500円	15,600円			ひとり親世帯等以外の世帯	11,000円	10,400円	8,000円	7,600円
D 2 a	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が63,600円以上77,101円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	C 3	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が30,000円以上48,600円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	3,000円	2,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	20,000円	19,000円			ひとり親世帯等以外の世帯	14,000円	13,300円	11,000円	10,400円
D 2 b	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が48,600円以上57,700円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	D 1 a	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が48,600円以上57,700円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	3,000円	2,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	20,000円	19,000円			ひとり親世帯等以外の世帯	16,500円	15,600円	14,000円	13,300円

改 正 後					現 行						
	該年度分の市町村	78,600円未満				ある世帯					
D 3	民税の所得割が課税である世帯であ	78,600円以上	24,000円	22,800円	D 1 b	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が57,700円以上63,600円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	3,000円	2,800円
D 4	って、その所得割の額の区分が次の	97,000円未満	28,000円	26,600円			ひとり親世帯等以外の世帯				
D 5	区分に該当するもの	117,000円以上	33,000円	31,300円				16,500円	15,600円	14,000円	13,300円
D 6		141,900円未満									
D 7		141,900円以上	38,000円	36,100円							
D 8		169,000円未満	42,000円	39,900円	D 2 a	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割が課税である世帯であって、その所得割の額が63,600円以上77,101円未満である世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	3,000円	2,800円
D 9		200,100円未満	46,000円	43,700円			ひとり親世帯等以外の世帯				
D 10		250,000円未満	50,000円	47,500円				20,000円	19,000円	17,000円	16,100円
D 11		301,000円未満	53,000円	50,300円							
		397,000円以上	56,000円	53,000円							
備考					D 2 b	A階層を除き、当該年度分の市町村	77,101円以上	20,000円	19,000円	17,000円	16,100円
1	この表の適用を受ける者は、特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けた者とし、おおむね法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに適用する。				D 3	民税の所得割が課税である世帯であ	78,600円以上	24,000円	22,800円	21,000円	19,900円
2	この表における児童の年齢の区分については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日の満年齢の区分とし、その区分は、当該年度中に限り変更しない。				D 4	って、その所得割の額の区分が次の	97,000円以上	28,000円	26,600円	25,000円	23,700円
3	この表において、「標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「短時間」とは、同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。				D 5	区分に該当するもの	117,000円以上	33,000円	31,300円	27,000円	25,600円
4	この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯をいう。				D 6		141,900円以上	38,000円	36,100円	29,000円	27,500円
5	この表において「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯その他の				D 7		169,000円未満				
					D 8		200,100円以上	42,000円	39,900円	29,000円	27,500円
					D 9		250,000円未満	46,000円	43,700円	29,000円	27,500円
							301,000円未満	50,000円	47,500円	29,000円	27,500円

改 正 後	現 行														
<u>規則で定める世帯をいう。</u> 6 この表において「<u>里親</u>」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。 7 この表における「<u>所得割</u>」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）をいい、その額は、規則で定めるところにより計算する。 8 次の各号のいずれかに該当する者は、この表に掲げる利用者負担額の半額とする。 (1) 規則で定める要件を満たす者が2人以上いる世帯にいる年齢順に上から2番目の負担額算定基準子ども（令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども (2) 前号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が2人以上いる世帯にいる当該教育・保育給付認定保護者に係る年齢順に上から2番目の特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども 9 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を0円とする。 (1) 規則で定める要件を満たす者が3人以上いる世帯にいる年齢順に上から3番目以降の負担額算定基準子どもが教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども (2) 前号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が3人以上いる世帯にいる当該教育・保育給付認定保護者に係る年齢順に上から3番目以降の特定被監護者等が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども (3) 前2号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が2人以上いるひとり親世帯等にいる当該教育・保育給付認定保護者に係る年齢順に上から2番目以降の特定被監護者等が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども (4) 前3号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が3人以上いる世帯にいる年齢順に上から3番目以降の特定被監護者等が教育・保育給付認定子どもである場合の当該教育・保育給付認定子ども	<table><tr><td>D10</td><td></td><td><u>301,000円以上</u> 397,000円未満</td><td><u>53,000円</u></td><td><u>50,300円</u></td><td><u>29,000円</u></td><td><u>27,500円</u></td></tr><tr><td>D11</td><td></td><td><u>397,000円以上</u></td><td><u>56,000円</u></td><td><u>53,000円</u></td><td><u>29,000円</u></td><td><u>27,500円</u></td></tr></table> 備考 1 「教育標準時間基準額表」の適用を受ける者は、特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けた者とし、おおむね法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに適用する。 2 「保育時間基準額表」の適用を受ける者は、特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けた者とし、おおむね法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに適用する。 3 「保育時間基準額表」における児童の年齢の区分については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日の満年齢の区分とし、その区分は、当該年度中に限り変更しない。 4 「保育時間基準額表」において、「標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「短時間」とは、同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。 5 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯をいう。 6 この表において「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯その他の規則で定める世帯をいう。 7 この表において「養育里親等」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいい、「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。 8 この表における「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）をいい、その額は、規則で定めるところにより計算する。 9 次の各号のいずれかに該当する者は、この表に掲げる利用者負担額の半額とする。 (1) 規則で定める要件を満たす者が2人以上いる世帯にいる年齢順に上から2番目の負担額算定基準子ども（令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が支給認定子どもである場合の当該支給認定子ども (2) 前号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が2人以上いる世帯にいる当該支給	D10		<u>301,000円以上</u> 397,000円未満	<u>53,000円</u>	<u>50,300円</u>	<u>29,000円</u>	<u>27,500円</u>	D11		<u>397,000円以上</u>	<u>56,000円</u>	<u>53,000円</u>	<u>29,000円</u>	<u>27,500円</u>
D10		<u>301,000円以上</u> 397,000円未満	<u>53,000円</u>	<u>50,300円</u>	<u>29,000円</u>	<u>27,500円</u>									
D11		<u>397,000円以上</u>	<u>56,000円</u>	<u>53,000円</u>	<u>29,000円</u>	<u>27,500円</u>									

改 正 後	現 行
別表第 2（第 4 条関係） 表 略 備考 この表における階層は、別表第 1 に規定する階層区分に準じるものとする。	<u>認定保護者に係る年齢順に上から 2 番目の特定被監護者等（令第 14 条の 2 第 1 項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が支給認定子どもである場合の当該支給認定子ども</u> <u>10 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、利用者負担額を 0 円とする。</u> <u>(1) 規則で定める要件を満たす者が 3 人以上いる世帯にいる年齢順に上から 3 番目以降の負担額算定基準子どもが支給認定子どもである場合の当該支給認定子ども</u> <u>(2) 前号に該当する場合を除き、教育標準時間基準額表の B 階層又は保育時間基準額表の B 階層の階層区分に該当する世帯（ひとり親世帯等を除く。）のうち、規則で定める要件を満たす者が 2 人以上いる世帯にいる当該支給認定保護者に係る年齢順に上から 2 番目以降の特定被監護者等が支給認定子どもである場合の当該支給認定子ども</u> <u>(3) 第 1 号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が 3 人以上いる世帯にいる当該支給認定保護者に係る年齢順に上から 3 番目以降の特定被監護者等が支給認定子どもである場合の当該支給認定子ども</u> <u>(4) 第 1 号及び前号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が 2 人以上いるひとり親世帯等にいる当該支給認定保護者に係る年齢順に上から 2 番目以降の特定被監護者等が支給認定子どもである場合の当該支給認定子ども</u> <u>(5) 前各号に該当する場合を除き、規則で定める要件を満たす者が 3 人以上いる世帯にいる年齢順に上から 3 番目以降の特定被監護者等が支給認定子どもである場合の当該支給認定子ども</u> 別表第 2（第 4 条関係） 表 略 備考 この表における階層は、別表第 1 <u>の保育時間基準額表</u>に規定する階層区分に準じるものとする。

奥州市立教育・保育施設における特別保育の実施に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(特別保育の実施) 第3条 略 2 特別保育は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当すると認められる場合に実施する。 (1) 略 (2) 一時預かり 対象児が次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める要件に該当すると認められるとき。 ア 略 イ 幼稚園型 主として市立教育・保育施設に在籍する1号認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>を受けたものをいう。）であって、かつ、当該対象児の保護者がア(ア)から(イ)までのいずれかに該当するとき。 (3) 略 別表（第5条関係） 表 略 備考 1～5 略 6 「病後児保育基準額表」における区分は、奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例（平成27年奥州市条例第11号）別表第1に規定する階層区分に準じるものとする。ただし、市外に住所を有する対象児の病後児保育に係る区分は、C2階層からD11階層までの区分を適用する。	(特別保育の実施) 第3条 略 2 特別保育は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当すると認められる場合に実施する。 (1) 略 (2) 一時預かり 対象児が次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める要件に該当すると認められるとき。 ア 略 イ 幼稚園型 主として市立教育・保育施設に在籍する1号認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>を受けたものをいう。）であって、かつ、当該対象児の保護者がア(ア)から(イ)までのいずれかに該当するとき。 (3) 略 別表（第5条関係） 表 略 備考 1～5 略 6 「病後児保育基準額表」における区分は、奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例（平成27年奥州市条例第11号）別表第1の<u>保育時間基準額表</u>に規定する階層区分に準じるものとする。ただし、市外に住所を有する対象児の病後児保育に係る区分は、C2階層からD11階層までの区分を適用する。

奥州市立幼保連携型認定こども園条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>を受けたものをいう。 (2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>を受けたものをいう。 (3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>を受けたものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>を受けたものをいう。 (2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>を受けたものをいう。 (3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>を受けたものをいう。

改 正 後	現 行
(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。 2 略 (印鑑の登録) 第4条 略 2・3 略 4 市長は、第1項に規定する確認及び審査の後、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1)・(2)略 <u>(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、法第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に令第30条の16第1項に規定する通称（以下「通称」という。）の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）</u> (4) 略 <u>(5) 略</u> <u>(6) 外国人住民が住民票の備考欄（令第6条の2の規定により市長が住民票に記載することが必要であると認めるものを記録する部分をいう。以下同じ。）に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記</u> 5 前項各号に掲げる事項については、磁気ディスクをもって調製することができる。 (登録できない印鑑) 第5条 略 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑を登録してはならない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>若しくは通称又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの	(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。 2 略 (印鑑の登録) 第4条 略 2・3 略 4 市長は、第1項に規定する確認及び審査の後、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1)・(2)略 <u>(3) 氏名（法第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の26第1項に規定する通称（以下「通称」という。）が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）</u> (4) 略 <u>(5) 男女の別</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 外国人住民が住民票の備考欄（令第6条の2の規定により市長が住民票に記載することが必要であると認めるものを記録する部分をいう。以下同じ。）に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記</u> 5 前項各号に掲げる事項については、磁気ディスク（<u>これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）</u>をもって調製することができる。 (登録できない印鑑) 第5条 略 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑を登録してはならない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

改 正 後	現 行
(3)～(11)略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u> (印鑑登録の抹消) 第12条 略 2 市長は、被登録者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏<u>(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)</u>若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の仮名表記を含む。))を変更したこと(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。))又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。))その他被登録者に係る印鑑の登録を抹消すべき理由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消しなければならない。この場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。))を除く理由により登録を抹消したときは、被登録者にその旨を通知しなければならない。 (印鑑登録証明書の記載事項) 第14条 市長は、印鑑登録証明書には、印鑑登録原票に登録されている印影の写し、次に掲げる事項及び印鑑登録原票に登録された印影と相違ない旨を記載しなければならない。 <u>(1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</u> (2) 略 <u>(3) 略</u> <u>(4) 外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</u>	(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(11)略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u> (印鑑登録の抹消) 第12条 略 2 市長は、被登録者が転出したこと、死亡したこと、氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。))を変更したこと(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。))又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。))その他被登録者に係る印鑑の登録を抹消すべき理由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消しなければならない。この場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。))を除く理由により登録を抹消したときは、被登録者にその旨を通知しなければならない。 (印鑑登録証明書の記載事項) 第14条 市長は、印鑑登録証明書には、印鑑登録原票に登録されている印影の写し、次に掲げる事項及び印鑑登録原票に登録された印影と相違ない旨を記載しなければならない。 <u>(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあつては、氏名及び通称)</u> (2) 略 <u>(3) 男女の別</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</u>

改 正 後			現 行		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
15の 2 建築基準法第86条の 8 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について、2 以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定申請手数料	1 件につき床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては1 万4,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては2 万1,000 円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては2 万7,000円、500平方メートルを超えるものにあつては4 万8,000円	15の 2 建築基準法第86条の 8 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について、2 以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定申請手数料	1 件につき床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては5,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては9,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては1 万4,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては1 万9,000円、500平方メートルを超えるものにあつては3 万4,000円
15の 3 建築基準法第87条の 3 第 3 項又は第 5 項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請の申請に対する審査	建築物を一時的に他の用途として使用する場合の許可申請手数料	1 件につき床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては6 万円、100平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては8 万円			
略	略	略	略	略	略
備考			備考		
1 略			1 略		
2 15の 2 の項の認定を受けて建築物の増築若しくは改築をしようとする場合又は建築基準法第87条の 2 第 1 項若しくは同条第 2 項において準用する同法第86条の 8 第 3 項の認定を受けて建築物の用途を変更しようとする場合における 6 の項に規定する建築物に関する確認申請手数料は、当該額の 2 分の 1 の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。）とし、15の 2 の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算出する。 (1) 建築物を増築し、又は改築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該増築又は改築に係る部分の床面積 (2) 建築基準法第86条の 8 第 1 項の認定を受けた全体計画を変更して建築物を増築し、又は改築する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） (3) 建築基準法第87条の 2 第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第86条の 8 第 3 項の認定を受けて建築物の用途を変更しようとする場合 当該用途の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1			2 15の 2 の項の認定を受けて建築物の増築、改築をしようとする場合における、6 の項に規定する建築物に関する確認申請手数料は、当該額の 2 分の 1 の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。）とし、15の 2 の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算出する。 (1) 建築物を増築し、又は改築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該増築又は、改築に係る部分の床面積 (2) 建築基準法第86条の 8 第 1 項の認定を受けた全体計画を変更して建築物を増築し、又は改築する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）		

改 正 後			現 行		
3 略			3 略		
別表第4（第2条関係）			別表第4（第2条関係）		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
略	略	略	略	略	略
12 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	丙種火薬類製造保安責任者試験等手数料	<u>1万8,000円</u>	12 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	丙種火薬類製造保安責任者試験等手数料	<u>1万2,000円</u>
略	略	略	略	略	略
27 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> (4) 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> (5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u>	27 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>1万円</u> (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,400円</u> (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>1万円</u> (4) 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>1万円</u> (5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,400円</u>
28 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,900円</u> (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,200円</u>	28 高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>8,500円</u> (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,700円</u>
略	略	略	略	略	略

奥州市立幼稚園条例新旧対照表

改正後

(名称、定員及び位置)

第2条 幼稚園の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。

名称	定員	位置
略	略	略
奥州市立小山東幼稚園	160人	奥州市胆沢小山字後大畑116番地
略	略	略

現行

(名称、定員及び位置)

第2条 幼稚園の名称、定員及び位置は、次のとおりとする。

名称	定員	位置
略	略	略
奥州市立小山東幼稚園	160人	奥州市胆沢小山字後大畑116番地
<u>奥州市立小山西幼稚園</u>	<u>115人</u>	<u>奥州市胆沢小山字荒屋敷275番地</u>
略	略	略

奥州市立幼稚園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 この条例は、<u>令和 2 年 4 月 1 日</u>から施行する。	附 則 この条例は、<u>平成33年 4 月 1 日</u>から施行する。

ヒロノ福祉パーク交流施設条例新旧対照表

改正後

別表第 1（第 5 条、第 6 条関係）

施設名	コミュニティホール 市民ギャラリー 会議室 和室 視聴覚室 ふれあい広場			
-----	--------------------------------------	--	--	--

別表第 2（第 8 条関係）

1 コミュニティホール、会議室等の貸切使用料

区分	入場料等を徴収しない場合		入場料等を徴収する場合		附属の設備の使用料
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	
コミュニティホール	円 1,050	円 1,575	円 2,100	円 3,150	附属の設備を使用する場合においては、 <u>一</u> 式 1 時間までごとに市長が定める額を別に徴収する。
市民ギャラリー	1,050	1,575	2,100	3,150	
会議室	420	630	840	1,260	
<u>和室</u>	<u>420</u>	<u>630</u>	<u>840</u>	<u>1,260</u>	
視聴覚室	420	630	840	1,260	

備考

1 上記使用料は、1 時間当たりの単価とする。

2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 略

現行

別表第 1（第 5 条、第 6 条関係）

施設名	コミュニティホール 市民ギャラリー 会議室 視聴覚室 ふれあい広場			
-----	-----------------------------------	--	--	--

別表第 2（第 8 条関係）

1 コミュニティホール、会議室等の貸切使用料

区分	入場料等を徴収しない場合		入場料等を徴収する場合		附属の設備の使用料
	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	
コミュニティホール	円 1,050	円 1,575	円 2,100	円 3,150	附属の設備を使用する場合においては、 <u>1 式</u> 1 時間までごとに市長が定める額を別に徴収する。
市民ギャラリー	1,050	1,575	2,100	3,150	
会議室	420	630	840	1,260	
視聴覚室	420	630	840	1,260	

備考

1 上記使用料は、1 時間当たりの単価とする。

2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 略

奥州市水道事業給水条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(給水装置の構造及び材料) 第7条 市長又は指定給水装置工事事業者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>に規定する基準に適合させなければならない。 2 市長又は指定給水装置工事事業者は、政令<u>第6条</u>に規定する基準に適合する材料を使用しなければならない。 (給水装置の基準違反に対する措置) 第27条 市長は、法第16条の規定に基づき、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令<u>第6条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2・3 略	(給水装置の構造及び材料) 第7条 市長又は指定給水装置工事事業者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第5条</u>に規定する基準に適合させなければならない。 2 市長又は指定給水装置工事事業者は、政令<u>第5条</u>に規定する基準に適合する材料を使用しなければならない。 (給水装置の基準違反に対する措置) 第27条 市長は、法第16条の規定に基づき、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令<u>第5条</u>に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 2・3 略

改 正 後	現 行
(貸付対象者) 第2条 奨学資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、将来、市立病院等において医師の業務に従事しようとするものとする。<u>ただし、第2号から第4号までに規定する貸付対象者については、市長が特別の事情があると認めた者に限る。</u> (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に<u>基づく大学（以下「大学」という。）の医学を履修する課程の入学試験に合格した者又は大学において医学を専攻する学生</u> (2) 略 (3) 医師の免許を<u>有する者であって、大学の研究室その他の医学に関する研究機関（以下「研究機関」という。）において研究をしているもの</u> (4) 医師の免許を有する者であって、学校教育法に基づく大学院（以下「大学院」という。）において<u>医学を専攻するもの</u> <u>(奨学資金の種類及び貸付金額)</u> 第3条 奨学資金は、次の各号に掲げる奨学資金の種類に応じ、当該各号に定める額を予算の範囲内において貸し付けるものとする。 (1) 月額貸付金 月額30万円 (2) 入学一時金 1,080万円 (3) 入学準備金 360万円を限度として30万円を単位とする額 (4) 入学準備金（胆江枠） 200万円 2 月額貸付金は、貸付けを開始した月から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の属する月までの間、修学を継続するための経費に充てるための費用として、毎月、貸し付けるものとする。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (1) 前条第1号に該当する者 大学を卒業する日 (2) 前条第2号に該当する者 臨床研修を終了する日 (3) 前条第3号に該当する者 研究機関を退所する日 (4) 前条第4号に該当する者 大学院の課程を修了する日 3 入学一時金は、月額貸付金の貸付けを受ける者のうち、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学に入学する者（大学独自の奨学資金制度を併用する者を除く。）が大学の入学時に<u>入学金の納付等一時に多額の経費を必要とすると認められる場合において、貸し付けるものとする。</u> 4 入学準備金は、月額貸付金の貸付けを受ける者が大学に入学するための準備に経費を必要とすると認められる場合において、貸し付けるものとする。 5 入学準備金（胆江枠）は、月額貸付金の貸付けを受ける者のうち、次の各号のいずれかに該当する者が大学に入学するための準備に経費を必要とすると認められる場合において、貸し付けるものとする。	(貸付対象者) 第2条 奨学資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、将来、市立病院等において医師の業務に従事しようとするものとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に<u>規定する大学において医学を専攻する学生</u> (2) 略 (3) 医師の免許を<u>有し、又は大学の医学部を卒業した後、大学の研究室その他の医学に関する研究機関（以下「研究機関」という。）において研究をしている者</u> <u>(貸付金額)</u> 第3条 奨学資金は、次の各号に掲げる奨学資金の種類に応じ、当該各号に定める額を予算の範囲内において貸し付けるものとする。 (1) 入学一時金 720万円を限度として市長が認める額 (2) 月額貸付金 月額20万円を限度として市長が認める額

改 正 後	現 行
(1) 本人、父母、親権者又は未成年後見人のいずれかが市内又は金ケ崎町内に住所を有し、1年以上居住している者 (2) 市内又は金ケ崎町内に所在する高等学校（学校教育法に基づく高等学校をいう。）を卒業することが見込まれる者又は卒業した者 6 入学準備金（胆江梓）の貸付けを受ける者は、併せて入学準備金の貸付けを受けることができる。 （保証人） 第5条 略 2 保証人は、奨学資金の貸付けを受けた者（以下「<u>借受者</u>」という。）と連帯して債務を負担するものとする。 （貸付けの中止） 第6条 市長は、<u>借受者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを中止するものとする。 (1) ・ (2)略 (3) <u>学業の成績が著しく不良となったと認められるとき。</u> (4) <u>奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。</u> (5) 略 (6) <u>前各号に掲げるもののほか、奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。</u> （貸付けの休止） 第7条 市長は、<u>借受者</u>が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から休学又は停学を終えて復学した日の属する月までの期間の分は、<u>月額貸付金</u>の貸	（保証人） 第5条 略 2 保証人は、奨学資金の貸付けを受けた者（以下「<u>奨学生</u>」という。）と連帯して債務を負担するものとする。 （貸付方法） 第6条 入学一時金は、大学の入学時に入学金の納付等一時に多額の経費を必要とすると認められる場合に貸し付けるものとする。 2 月額貸付金は、貸付けを開始した月から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、貸し付けるものとする。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第2条第1号に該当する者 大学を卒業する日 (2) 第2条第2号に該当する者 臨床研修を終了する日 (3) 第2条第3号に該当する者 研究機関を退所する日 （貸付けの中止） 第7条 市長は、<u>奨学生</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを中止するものとする。 (1) ・ (2)略 (3) 略 (4) <u>前3号に掲げるもののほか、奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。</u> （貸付けの休止） 第8条 市長は、<u>奨学生</u>が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から休学又は停学を終えて復学した日の属する月までの期間の分は、<u>奨学資金</u>の貸付

改 正 後	現 行
付けを行わないものとする。この場合において、当該期間の分として既に貸し付けられた月額貸付金は、当該借受者が休学又は停学を終えて復学した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。 <u>（償還）</u> 第8条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに償還債務（奨学資金として貸付けを受けた額及び当該貸付けを受けた額に係る利息に相当する額で規則に定めるものをいう。以下同じ。）を償還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、分割償還をすることができる。 <u>(1) 第6条の規定により奨学資金の貸付けを中止されたとき。</u> <u>(2) 大学を卒業した後、規則で定める期間内に医師法（昭和23年法律第201号）の規定による医師国家試験（以下「試験」という。）に合格しなかったとき。</u> <u>(3) 試験に合格した後、規則で定める期間内に臨床研修を行わなかったとき。</u> <u>(4) 臨床研修を行った後、規則で定める期間内に市立病院等において医師の業務に従事しなかったとき。</u> <u>(5) 臨床研修を行った後、規則で定める期間内に市立病院等において奨学資金の貸付けを受けた期間に次に掲げる貸付対象者の区分に応じ、それぞれに定める期間を加えた期間（以下「貸付期間」という。）、医師の業務に従事しなかったとき。</u> <u>ア 入学一時金の貸付けを受けた者 3年</u> <u>イ 入学準備金の貸付けを受けた者 貸付けを受けた入学準備金の額を30で除して得た数に相当する月数</u> 2 貸付期間は、第2条第1号の貸付対象者のうち4年以上の貸付けを受けた者が岩手県内の基幹型臨床研修病院で臨床研修を受けた場合は、当該期間から1年を減じた期間とする。	けを行わないものとする。この場合において、当該期間の分として既に貸し付けられた奨学資金は、当該奨学生が休学又は停学を終えて復学した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。 <u>（償還）</u> 第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに償還債務（奨学資金として貸付けを受けた額及び当該貸付けを受けた額に係る利息に相当する額で規則に定めるものをいう。以下同じ。）を償還しなければならない。 <u>(1) 第7条の規定により奨学資金の貸付けを中止されたとき。</u> <u>(2) 卒業し、又は退所した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。</u> <u>(3) 卒業し、若しくは退所した後（医師の免許を取得しなかった者においては、医師の免許取得後。ただし、前号に該当する者を除く。）又は臨床研修を終えた後、速やかに市立病院等において医師の業務に従事しなかったとき。</u>

改 正 後	現 行
(償還の免除) <u>第9条</u> 市長は、<u>借受者が次の各号のいずれかに該当するときは</u>、当該各号に定める額の償還を免除することができる。 (1) <u>臨床研修を行った後、規則で定める期間内に貸付期間に相当する期間</u>、市立病院等において医師の業務に従事したとき 償還債務の全額 (2) 前号に規定する業務の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき 償還債務の全額<u>又は一部の額</u> (3) 略 (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により前条<u>第1項第2号から第5号までのいずれかに該当するときは</u> 償還債務の一部の額 (5) <u>臨床研修を行った後、規則で定める期間内に市立病院等において医師の業務に従事した期間が貸付期間に満たなかったとき</u> 当該業務の従事期間を貸付期間で除して得た数を償還債務の額に乗じて得た額 2 略 (償還の履行猶予) <u>第10条</u> 市長は、<u>借受者が次の各号のいずれかに該当するときは</u>、その事由が継続する期間、償還債務の償還の履行を猶予することができる。 (1) 略 <u>(2)～(4)略</u> <u>第11条</u> 略	(償還の免除) <u>第10条</u> 市長は、<u>奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは</u>、当該各号に定める額の償還を免除することができる。 (1) <u>奨学資金の貸付けを受けた期間（入学一時金の貸付けを受けた者においては、当該期間に3年以内の年数を加えた期間。以下「貸付期間」という。）に相当する期間</u>、市立病院等において医師の業務に従事したとき 償還債務の全額 (2) 前号に規定する業務の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき 償還債務の全額 (3) 略 (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により前条<u>第3号</u>に該当するときは 償還債務の一部の額 (5) <u>市立病院等において医師の業務に従事した期間が貸付期間に満たなかったとき</u> 当該業務の従事期間を貸付期間で除して得た数を償還債務の額に乗じて得た額 2 略 (償還の履行猶予) <u>第11条</u> 市長は、<u>奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは</u>、その事由が継続する期間、償還債務の償還の履行を猶予することができる。 (1) 略 <u>(2) 奨学資金の貸付けを中止された後も引き続き大学に在学しているとき。</u> <u>(3)～(5)略</u> <u>第12条</u> 略